

第三十八回国会 商工委員会 議 録 第三十七号

昭和三十六年五月十八日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事 内田 常雄君 理事 小川 平二君

理事 岡本 茂君 理事 中村 幸八君

理事 長谷川四郎君 理事 坂川 正吾君

理事 田中 武夫君 理事 松平 忠久君

有馬 英治君 岡崎 英城君

小沢 辰男君 笹本 一雄君

首藤 新八君 田中 榮一君

田中 龍夫君 中垣 國男君

林 博君 岡田 利春君

加藤 清二君 小林 ちづ君

中嶋 英夫君 中村 重光君

西村 力弥君 渡辺 惣蔵君

伊藤卯四郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 椎名悦三郎君

出席政府委員

通商産業政務次 砂原 格君

官 通商産業事務官 今井 博君

(石炭局長) 通商産業事務官 大堀 弘君

(公益事業局長) 通商産業事務官 小山 雄二君

中小企業庁長官 委員外の出席者

専 門 員 越田 清七君

本日の会議に付した案件

商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八〇号)

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一七号)

石炭鉱業安定法案(勝岡田清一君外二十八名提出、衆法第一〇号)

産炭地域振興臨時措置法案(内閣提出第一八四号)

産炭地域の振興に関する臨時措置法案(勝岡田清一君外二十八名提出、衆法第三五号)

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六一号)

○中川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、勝岡田清一君外二十八名提出の石炭鉱業安定法案、内閣提出の産炭地域振興臨時措置法案、勝岡田清一君外二十八名提出の産炭地域の振興に関する臨時措置法案、及び内閣提出の臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案、以上五法案を一括して議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。笹本一雄君。

○笹本委員 私は石炭鉱業合理化改正案並びに産炭地域振興法案につきまして、おもに石炭政策の基本的な問題の観点に対して、大臣に質問いたしたいと思ふのであります。

石炭鉱業は、数年来世界的に急激なスピードをもって進出している重油等の流体エネルギーに対抗するために、昭和三十三年当時の炭価を基準にして、昭和三十八年度までには千二百円炭価を引き下げるべく、目下懸命な合

理化努力を行なっておるのであります。が、重油価格の値下がり速度は、当初の予想に比べて、はるかに速いといふこととあります。最近の重油の価格の推移並びに炭価との差はどのようになっているか。さらにまた重油の価格、今後とも従来のようなスピードでまだ下がるかどうか。どの程度まで下がるのか。最近アメリカあたりでは、重油価格は値上がりする傾向にあるという話も聞いておりますが、またドイツでは、重油の価格はすでに底をついたという観測をされておるようであり、政府は重油価格の見直しについて、どのような情勢判断をしておるか、またこの点について伺いたいと思ふのであります。

○椎名國務大臣 諸外国の傾向はしばらくおくといたしまして、日本の重油は、国際価格から見るとは高値であります。そこでどうしても日本の重油の値段というものは、今後とも私は下がるものと考えております。そうすると、石炭との値段の開きが出て参りますので、千二百円の合理化では追いつかないのではないかと、将来の重油の値段がいかにかわらず、電力あるいは鉄鋼、セメント界、これら燃料を多量に扱う産業とたまたま話し合ひをしておりまして、重油の値段というものは将来どうなると、とにかく三十八年度までに千二百円炭価のコストを引き下げる、そして五千五百万トンの生産量を維持していく、こういう基本的な建前のワケ内においては、

相当責任を持って日本の石炭を使つていくという話し合ひを今進めておるわけでございます。重油の見直しにかんじまして、石炭の方の関係はますます、とにかく大丈夫な線を維持するという見通しがついておるわけであり

○笹本委員 私も、石炭の価格がどこまでも下がると思つておりませんが、世界の石油カルテルの戦略によりまして、石油価格は、炭価を幾ら引き下げて、常に炭価を若干下回る線に置かれるという可能性は十分にあらうと思ふのであります。従ひまして、昭和三十八年度までに千二百円炭価を引き下げて、石炭が裸で重油と対抗することは事実上不可能という事態は当然予想されることとあります。そのよ

うな事態に立ち至つてから石炭政策を立てるのは、時すでにおそく、すでに今日から、昭和三十八年以降の長期石炭政策の樹立について検討を始めるべきであると思ふのであります。このよ

貨の問題は考える必要はないとし、または国内の産業が破壊してもかまわないといふきわめてドライな考え方に走つておるような感じがするのであります。貿易自由化実現の線に沿つて、国内経済構造を改造していくことはもちろん必要であります。私は

○椎名國務大臣 昨年の六月に、自由化の大体のスケジュールをきめたのであります。それによりますと、三年間の間に八〇%自由化する。なお九〇%自由化するためには、一〇%上げるためには、石炭石油等のエネルギーを自由化しなければならぬ。このエネルギー関係の自由化を三年間に

するかしなないかというところは、スケジュールとしてはまだ確定しておらない状況でございます。日本の自由化を急ぐべしという世界各國の気持は、ひしひしとわれわれの方に迫つて感ぜられるのでございます。それらの状況を十分考え、そしてまた国内の経済産業体制というものをくずさない、自由化によつて崩壊しないという確信を早く固めていく、この両方を

らみながら、エネルギー関係の自由化を考へていかなければならぬと考へておるのであります。従いまして、今御心配のように、何ら大丈夫だという確信を持つことなしに、ただ自由化の熱に浮かされて誘ひ込まれるというようなことのないよう、十分の戒心をいたしておる次第でございます。

○榎本委員 次に伺いたいことは、石炭合理化の基本方針であるところの炭価千二百円引き下げは、今後も堅持していくのかどうかということであり、御承知のように、電力料金、運賃等が値上げされたのでございまして、賃金につきましても、最近値上げの傾向がきわめて強くなっているように思われるのであります。千二百円の炭価引き下げを既定の方針として推進していくとすれば、これらの原価要素の値上がりによって、これらの原価要素に入れているのか、最近の原価要素の値上がりで千二百円の炭価引き下げ計画との関係について、政府の考へを聞かしていただきたい。

○椎名国務大臣 結論としては千二百円の線はあくまで堅持する考へでございます。最近賃金の値上がり等は、どうしても所得増に伴つて合理的な賃金の上昇は認めざるを得ない。この問題につきましては、すでに織り込み済みでございます。その他運賃、電力料金等の値上げがございまして、運賃、電力料金の値上げによつて千二百円の線がくずれぬかどうかという問題でございます。この問題に直面して相当に石炭業界が苦しい立場に置かれておりますけれども、われわれはできるだけ実

質上の負担を軽減して、そうしてあくまで千二百円の線を堅持したい、かように考へております。

○榎本委員 次に私は石炭産業と一般産業との性格の差異について何つてみたいと思ふのであります。

鉱業は、国の貴重な地下資源を合理的に開発することによつて、国民経済に寄与するという意味において、一般製造工業と比べて、はるかに公益性の強い産業であるということは当然であります。また石炭産業は今日衰退産業といわれておるのでありますが、衰退産業であれば、当然他の成長産業と異なつた観点から政策が立てられるべきでありまして、単に経済的合理性という観点からのみ石炭産業を見ることは誤りであると思ふのであります。また最近国際収支の動向が問題となつておる情勢下であります、外貨節約の点から可能な限り国内エネルギーの活用をはかるべきであると思ふのであります。

さらに石炭問題を考えるにあつては、私はやはり一たん事がある場合を考慮に入れなければならないと思ふのであります。一たん事がある場合と申しましても、わが国が他国と戦火を交えるようなことを予想しているわけでは決してありませんが、しかし数年前に起こりましたスエズの動乱の勃発により、イギリス、フランスなどは石油不足によつて経済界は一時的には麻痺したという打撃を受けたということがいわれておるのであります。最近にはラオス、キューバ、コンゴ等に見られますように、同地的の紛争が今後とも起

こらないとはだれも保証できないのであります。あるいは軍事的な紛争以外の経済上の戦略ということもありましようし、このような場合、外国エネルギーの価格が暴騰したり、あるいは輸入の所要量の確保が困難となるというような事態は十分に考へておかなければならないと思ふのであります。このような場合を考慮しますとき、外国エネルギーに全面的に依存するという体制をとつてしまふことは、きわめて危険であると思ふのであります。従いましては、たとひ一時的には外国品と比べて割高であつても、長い目で見た国の経済の安定のために、やはり国内資源の一定量は安定的に確保していくという政策がとられなければならないと思ふのであります。この点に對して政府の見解をお伺いします。

○榎本委員 エネルギー産業といふものは、一般工業との比較において、言うまでもなくエネルギー産業が一般工業の基本をなすものでありますから、その重要性は論ずるまでもないと思ふのであります。

なお石炭を五千万トン程度の量を維持して参るといふ点は、雇用率それから今お話がありました、自国の資源をあくまで活用する、そういう立場に立つことは申すまでもないところでございまして、でございますから、御指摘のように、ただ経済性というだけの問題でない、日本の石炭資源というものを相当量維持して、そうしてこれを活用していくということは、たださうばんの結論ではないのであります。従つてわれわれといたしましては、あくまでこの線を確保して、国内資源と

いうものを活用し、雇用関係を維持して参るといふ考へ方でございます。

○榎本委員 次に、石炭産業は一般産業と異なつて、多分に公益性の性格を持つてゐるということ、あるいは石炭産業を単に経済性という観点からのみ見るべきではないということ、確実に入手し得るところの国内資源は一定量の確保を考へるべきであること、さらに今日の石炭産業の実体は、社会問題として考へなければならぬ事態にある等の点から考へまして、石炭産業がわが国の経済に果たすべき役割はきわめて重要なものであると考へるのであります。

エネルギーの選択の自由は経済の原則であり、従いましてエネルギー選択に對する直接的抑制策、現行の石炭保護の諸政策が現在のまま続けられるべきであるとは決して考へられませんが、しかしやはり石炭産業の果たすべきところの役割を十分に認識した上で、石炭産業がわが国エネルギー構造上に占める位置を明確にし、その上で新たな長期的な石炭政策を樹立すべきであると思ふのであります。そのためには、電力、石炭、石油、天然ガス等について総合的なエネルギー政策を樹立し、それぞれの役割、助成政策を明確にすべきであると思ふのであります。私は、現在のわが国のエネルギー政策は各個ばらばらであり、統一の一貫性のある総合エネルギー政策は存在しないと思つておるのであります。電気事業は設備増強とコスト高の矛盾に悩み、石油にしましても、国内石油開発は石炭と同様外国石油との競合に悩み、石油の精製業者は、原料安の一方、過当な販売競争に悩んでいるよう

な状態でありまして、またエネルギーの各産業間で激しい競争を行なつてゐるわけでありまして。

このようにエネルギーの各産業ともその健全な発展は、いろいろの隘路によつてはばまれてゐる状態であると思ふのであります。従いまして私は、政府が、長期的な一貫性のある総合エネルギー政策を樹立することを、今日ほど強く要請されているとは思ふのであります。政府はエネルギー審議会のごとき強力な機関を作つて、総合エネルギー政策を一刻も早く、しかも強固な政策を樹立していただくとともに、総合エネルギー政策の一環として、確固たる石炭政策を樹立していただきたいと思ふのであります。この点について政府の方針を伺いたいと思ひます。

○榎本委員 総合エネルギーの対策をいやはや上にも強化することは、まことに同感でございます。ただいま総合的見地から現実の問題を論議し、これを処理するといふために総合エネルギー対策協議会を設けておるのであります。この問題の重要性にかんがみまして、その組織、運営等をさらに強化して参りたい、かように考へます。

○榎本委員 次に私は、石炭需用確保と電力用炭との関係について若干伺いたいと思ふのであります。

石炭の最大の需要者は何といつても電力であります。将来石炭需要に占める電力用炭の割合はいよいよ増大させるところの必要があると思ふのであります。私は数日前北九州に参りました。電源開発会社の若松におけるところの低品位炭火力発電所建設の状況並びに九州電力の新しい火力の建設状況

を聞かしていただきたい。

を聞かしていただきたい。

を視察をしてきたのでありますが、私はこの山元発電を急速に拡大して、石炭は山元で消費してしまおうという体制を実現することが、将来の目標でなければならぬと思うのであります。今回の産炭地振興法のねらいの一つも、ここになければならぬと思うのであります。はたしてこの法律の内容で所期の目的を達し得るかどうかが、通産省が立てておられるところの山元発電の拡大計画の構想、その計画による石炭需要はどの程度確保されるのか、また超高压送電の技術研究はどの程度進んでおられるのか、この点について説明をお願いします。

○今井(博)政府委員 御指摘のように石炭の需要の一番大宗をなすものは電力用炭でございます。現在三十五年で約千六百万トンの電力用炭が消費されております。これがさらに年々おそらく百万トンずつくらい増加を見るだろうと思っております。ただこの場合、やはり経済性という問題が一番中心でございます。何といつてもやはり安い石炭を供給しなければならぬという問題がございますので、そのようない見地からいたしますと、やはり山元で発電をするということが、一番経済性にかなりことなるわけでありまして、ただここで問題になりますのは、御指摘のように電力の消費地というものと産炭地というものが非常に離れておるといふ日本の実情からいたしまして、山元発電を今回の産炭地振興の方策の一環として極力われわれは推進するつもりでございますが、何と申しましても、それを主たる消費地に運ぶ場合に送電のコストが非常にかかる、この点が一つの大きな問題でございます。

て、その点が解決されないと、産炭地を大に行ないまして、そこに大きな限界があるわけでありまして、この点は電力の方でもこういう高圧の送電については非常に研究されておるようでございますが、われわれとしましては、産炭地でできるだけ発電を起し、これを合理的に経済的に運ぶだけの消費地に送って、電力用炭の消費というものをできるだけ経済的に拡大していく、この場合には送電についての国家的な補助も場合によっては必要になってくるとすら考えておるわけでありまして。

○榎本委員 次に、生産する石炭のほとんどを、産炭地で消費するという体制を実現するまでは、なおかなりの年月を必要とするわけでありまして、それまでの間、現在電力、石炭両業界で進められております電力用炭長期引取協定の締結に待つばかりではないわけでありまして、聞くところによりますと、両業界の間において協定の締結は難航をきわめているということでありまして、このような状態では昭和三十八年度まではもちろん、将来の石炭の需要確保はきわめて困難であり、従いまして石炭合理化を計画的に順調に進めることもなかなかむずかしいのではないかとおもうのであります。

支援指導も十分に行なわれる立場にあることを考えますとき、協定の円満な締結について話し合いができない場合は、政府が強い行政指導を行なうこともやむを得ないのではないかとおもうのであります。長期引取協定に対する政府の態度、並びに行政指導を行なうとすれば、どのようなやり方をなされようとするのか、その点について説明をお願いします。

○今井(博)政府委員 御指摘のように、電力用炭は石炭の死命を制する問題でございます。何と申しまして長期の取引契約といいますが、長期の取引保障を大口の需要家にやってもらうということが、石炭の需給安定の一番キー・ポイントでございます。このように見地から、昨年来大口需要家との間に、経団連を中心にしたしまして長期取引の協定の交渉が進んで、一時だいい難航しておるとか、いろいろ新開で伝えられておりましたが、これはやはりいろいろ電力以外にも鉄鋼、セメント等の関係がございまして、だいぶ時間がかかっておりますけれども、最近、この長期の取引の話し合いは、大体まとまるんじゃないかという見通しを持っております。御指摘のように、これがまとまらない場合どうするかということにつきましては、私はこれは十分まとまるという確信を持っております。その民間の協定がもちろん基本になりますが、役所の方でも石炭局と公益事業局とが、今いろいろ話し合いをいたしておりまして、これを十分補完するような形で長期取引に筋金を入れたい、こういうふうに考えております。

○榎本委員 今の問題はきわめて石炭産業にとって大事なことであります。特段の配慮をお願いいたします。次に、今回の合理化法改正による保証制度について若干お伺いしたいのであります。この制度の真のねらいはどこにあるかということでありまして、石炭の合理化の過程において、ある程度の人員の整理が行なわれることはやむを得ないと考えるのであります。保証制度の創設は、政府みずから首切りを促進しようとする措置ではないかという疑いが生ずるのであります。これに対する政府の考えを聞かしていただきます。

○今井(博)政府委員 今回炭鉱の整備保証基金制度を合理化事業団の中に設けまして、離職される人々の退職金、未払い賃金の十分な支払いを確保したという制度を法律として提案しておるわけでございます。これは現在の石炭の合理化の過程におきまして、スクラップ・アンド・ビルドという政策をやります場合に、これは具体的に過剰雇用というものを圧縮していかなくてはならぬという問題がどうしても出て参るのでございまして、これについてはいろいろ離職者の援護その他の対策を練っておりますけれども、何と申しましても離職する人に対して十分な退職金、あるいは未払い賃金というものを確保する必要があるわけでありまして、現在の石炭鉱業の経理の状況では、会社によつてはそれが十分なし得ない会社もあるようございまして、これに対して国が必要なる債務保証を行なうというのをねらっております。ただこれは人員の整理促進——これがために人間をよけいに首切つて、人間の

の整理を促進するというふうに逆用されないように、この運用にあたりましては十分慎重を期するつもりでございます。具体的に申しますれば、これはやはり組合とのいろいろな話し合い、交渉というものが十分行なわれていくかどうかというものを確認した上で、この保証制度を適用したい、こういうふうに考えております。

○榎本委員 今日の炭鉱の労働者は、合理化に伴う首切りと炭鉱災害と、両面から恐怖のはさまに撃ち込まれているようなもので、まことに気の毒にたえないところでありまして、私はやむを得ずして整理の対象となる労働者に対しては、今お話のあった通りに、できるだけ会社自体でも再就職、あるいは移住——けさも新聞に出ておりました、ドイッにおいては大々的な経験者を招聘したいというふうな記事も出ておりましたが、これらにつきましては、もちろんであります。会社自体で関連事業を起すことによつて極力吸収すべきであると思つて、この面について行政指導を十分にやつていただくとともに、援護会による就職のあっせん、生活の安定に対して、さらに対策を強化していただきたいと思います。援護対策が弱体であれば、離職者の長期、集団的滞留という今日の社会問題をますます深刻にするばかりでなく、人員整理をめぐる労使の対立を激化し、さらに長い目で見たとき、炭鉱労働者の質を低下することとなって、石炭鉱業の近代化を困難にするものと考えます。炭鉱の離職者の援護対策の強化について政府の所信を伺いたい。

○今井(博)政府委員 炭鉱の離職される方に対するいろいろな対策につきましては、昨年来離職者援護会と、あるいは緊急就労、広域職業紹介、いろいろ政府として考えられることができるだけの手を打って参つたつもりでございますが、なおこれは、現状からいいますと、まだ十分でないと私は考えます。本年度はさらに援護会を雇用促進公団というふうなものに強化拡充いたしました。もっと全国的に就職のあつせんをやり、住宅の建設ないし世話をすると、この政策を政府としてはとるつもりでございますが、やはり何と申しましても会社人間を整理する場合には、その人の就職先というものを十分見きわめる必要もございまして、その点はできるだけ経営者の方ともいろいろ話し合ひを進めておりますが、今度は各会社で就職のあつせんを行なつて、できるだけ就職の見込みのつけられるよう十分努力してもらふというふうな方式にできるだけ切りかえていきたい。現在就職のあつせんというものはだいぶでき上がつておりまして、この点はさらに一段と前よりは前進するのではないかと考えております。

それから、何と申しましても現地に労働者が滞留するという傾向は避けれられませんが、今回も提案いたしておりますように、産炭地の振興対策というものを——おそいというおしかりがございしますが、できるだけ一つ早目にこの政策を浸透させまして、現地でもって就職の機会が増大するように、あるいは産炭地そのものの充実、振興ができ上がりましますように力を入れたいと考えておるわけでありまします。

○榎本委員 次に私は、炭鉱災害防止対策についてお伺いしたいと思ひます。私はさきに災害を起こしました豊州炭鉱、上清炭鉱あるいは大辻炭鉱のその後の状況を視察して参りました。現地の方々からは再びこのような痛ましい災害が発生することをいふやうに早急な対策を講立してほしいという要望が強かつたのであります。衆議院におきましては、去る三月本会議におきまして異例の決議を行ない、強力な対策の樹立を要望したのであります。政府はどのような対策を講じておられますか、この点についてこの際詳しく説明をお願いしたいと思います。

○今井(博)政府委員 炭鉱の災害については、過般異例と申しますような国会の決議がございまして、それに基づきまして政府としては今いろいろな対策を考究いたしておるわけでありまします。第一に保安の監督の強化という問題については、保安監督員の人間の増加であるとか、あるいは保安巡回の強化であるとか、現在の保安監督について緊急にできる強化充実策というものを一つ強力にとらうということ、で、予算措置等もいたしまして、さらにできるだけ早い機会に実態調査団を現地に派遣いたしまして、そのすべての今後の保安対策の前提である実態調査を至急実施したいと考えております。さらに第二の対策といたしましては、現在の保安の設備をできるだけ強化させるということも必要でございまして、過般来問題になつていますこの保安の設備については政府としての強力な援助をやりうという考え方で、保安の専用の機器については一定の補助金を出して参つて、保安の専用

の機器の整備をはかりたいと考えております。それから保安の融資につきましては、これは最近予備金等において処置をとつたのであります。現在石炭合理化事業団にございまして近代化資金というものを活用いたしまして、これと中小金融公庫との金と抱き合せて、保安の融資というものを特に中小炭鉱につけては、その整備に力を入れていきたい、こういう考え方で参るわけでございます。ただその場合に、できるだけ保安というものを強化させる方向に指導するつもりでございますが、何分中小炭鉱の中には、保安というものをやりうにもなかなかうまくいかない山もございまして、あるいは経理的にもなかなかさういふ面がうまくいかぬという山もあるようでございます。そのうち、さういった山についてはやむを得ずこの際山を閉めてもらふ、さうして閉めるにあつては、政府としてもできるだけ一つ援助をしたいという方向で、終閉山については一種の補助金、これは交付金という名前でありまします。一種の補助金を出して、円滑な終閉山というものを実施したい、やむを得ずさういふ措置をとらざるを得ない、こういうふうにして参ります。

この点につきましては目下一応の予算措置が第一次分として参りましたので、さらに実態調査をやりまして、第二次分というものを確定し、さらに今法案を一つ準備いたしております。できるだけ早い機会に法案を国会に提案したいと考えております。

○榎本委員 私は非効率な炭鉱あるいは保安不良の炭鉱をなくするためには、一方におきましては買ひつぶしを行なつても、このやうな炭鉱が再び発生しないようにしなければ、どこまでいっても石炭炭業の構造上の合理化はできないと思ひます。

現行の合理化法によつて、坑口開設の制限規定が定められておりますが、もちろんこの規定の厳重な施行を期してもらいたいのではあります。私はこの規定だけで十分かどうかはなほ疑問に思つております。私は施設案認可の段階で強い規制を行なうこと、さらに根本的には炭業法の炭業権の付与について再検討する必要があるのではないかと申すのであります。石炭の場合には他の産業と異なつて、地下の賦存状況は明確になつておるのでありますから、これをいかに合理的に開発し得るかに問題があり、従ひまして炭業権の付与は現在のように先願者であれば、技術的にまたは経営者の能力があらうとなかると、許可されていくやうなやり方はいかにも時代錯誤の感が深いし、公共の福祉にも著しく反する結果となると思つております。

従ひまして石炭炭業については炭業権の付与は先願主義を、能力主義に改めるべきであると思つております。また現在の租賦権制度も、非効率炭鉱発生のも大きな原因の一つであると思つております。従ひましてこれらの点を改め、石炭の採掘は高効率大規模な炭鉱に集中生産させる体制を作るべきであると思つております。炭業法の根本的改正が早急にできないのであれば、施設案認可の方法について、何らかの改善策を講ずべきであると思つております。

○今井(博)政府委員 炭業法の改正問題は、御承知のように石炭炭業法改正審議会というもので、相当長い年月研究いたしておりまして、今年度中くらいには結論が出る予定になつてございまして。この場合に、石炭側から見ますと、一番問題になりますのは、御指摘の能力主義を採用したらどうかという問題でございます。石炭炭業としてはどうしてもこの能力主義を採用したいとわれわれも考え、さういつたことを提案いたしておりますが、まだ結論までは至つておりません。これはできただけその方向に持っていきたいと思つております。ただ今回のように、石炭の災害防止対策といたしまして、さういふいろいろな措置をとつておるのでございまして、この場合におきましても、この炭業法の改正を待つまでもなく、さういふ保安的に問題になる山が今後出てこないやうに、やはり別途いたすことが必要でございまして、この点につきましては先ほど御指摘の坑口の開設の許可の条件をさらに強化すると申しますのは、坑口の開設の許可は現在能率の高いものに限定する、さういふことになつておりました。生産性が中心になつておるのでございまして、もつとも生産性の向上というものは十分考えておるのでございまして、この際は特に一項を設けまして、保安的に問題がある場合には坑口の開設の許可は与えない、さういふ制度に改めたいと考えておるわけでありまします。

のであります。が、どのような審議がなされてゐるか、また政府の方針がどうであるか、この租賦権の問題については一つ大臣に御答弁願ひたいと思ひます。

○笹本委員 石炭産業の合理化施策は、世界の石炭生産各国において、今日の最も重要な施策として真剣に取り組んでおられるのでありますが、聞くところによりますと、欧州各国は共同して長期石炭対策を樹立しようといふことを申し合わせたといふことであります。またアメリカでは国防長官の命令によつてアメリカの陸海空軍に、外国原油より高い国産原油を優先的に使用することにしていくといふことであります。アメリカでさえも、国内資源産業の擁護に、このような手を打っているものであります。政府においては、欧米各国の石炭政策を十分参考にして、可及的すみやかに長期的な、一貫性のある、確固たる石炭政策を樹立されるより、強く要望したいと思ふのであります。

○椎名国務大臣 先ほど租鉱権の問題についてお尋ねがございましたが、お答えいたします。租鉱権に關していろいろの弊害が出ておること、これは御指摘の通りであります。ことに石炭産業鉱山についての租鉱権の問題は、いろいろその点が論議的になつておるのでございますが、これを存廃問題まで掘り下げて考える必要はたしてあるかどうか、私はそこまでは考えなくともよろしいのではないかと、やはり租鉱権の存在理由といふのはあると思ふ。ただその運用の点においていろいろの弊害が起つておるのでありますから、これらの問題につきましては、十分に研究いたしまして、鉱業法改正の際にその結論を取り入れたい、そして弊害をできるだけ除去する方に努力したいと考えます。

さらに、欧米先進国における石炭産業に対する政策等を引用されまして、日本の石炭産業に対する所見をただされたと考えますが、この点につきましては、先ほど申し上げたように、ただに経済的な合理性だけではなしに、やはり雇用力とか、あるいは国内資源の活用、国際収支の問題、そういった問題を総合的に考へて、日本の石炭産業といふものは重要である、これを活用するといふことに、やはり政策の基本を置くべきであるといふふうに考へておる次第であります。

〔中川委員長退席、長谷川(四)委員長代理着席〕

○笹本委員 さきにも申し上げましたが、私は北九州の現地を視察して参つたのでありますが、炭鉱地帯のいろいろな面において、全く惨憺たる状況をまのあたりに見て参つたのであります。その中で、産炭地振興法に對して、各地で非常に期待をしておりました。してありますが、ややもすると、産炭地振興といふと、各市町村がいろいろ税の關係が有りますので、産炭地から離れたところに持つていって、産炭地を犠牲にしていくのじゃないか。たとえば、さいぜん話しました火力電気といふものは海岸地帯に多く、實際炭鉱のないところへ持つていくといふようなこともいわれて、誤解されておるのであります。これらの点について関係各省を通じて、末端にこの産炭地振興の真の考え方を徹底するように指導してもらいたい。

その悲惨な一つの例として、いろいろ見て参りましたが、いかに悲惨かということは、その地区の名前は申しませんが、行った日に百五十キロから

走つて各地を見たのでありますが、あるところへ参りましたところ、その説明が終わりまして、そのバスの案内の女の人に、この辺の観光の説明でもしないかと云いましたところが、この辺は観光を説明するところではありません。私は長い間ここに勤めておりますうちに、ほんとうに忘れることのできないことが一つありましたから、これを御披露いたしますといふこととありました。それを聞きますと、多分本年の三月と思いましたが、その近所の中学卒業の男女が集団で就職したものであります。その五、六十人をバスが迎えにきた。そのときの情景といふのは、母親の愛によつて洗ひさらした着物を着せられて、これがさながら再び会えないような感じであつた。これが豊かであつて、都へ進学のために出るといふことであるならともかく、長い間の炭鉱の不況のために、全く生活にも困つておる人々がそれを送り出している。行く子供たちも、お母さん一生懸命働いて、そしてお金ができたから送つてやるからと言つて悲慘な現状を見たときに、そのバス・ガールは全涙を流したそうで、どうか視察の皆さん方、早くこの炭鉱を悲慘な中から救つてくれといふようなことをバス・ガールから聞かされたのであります。このように実際に現地は疲弊している。

しかしたまた一方に行きますと、土地の名前は言いませんが、その土地に参りまして商店街を見ますと、掛廻りはお断わり、現金でなければお断わりしますといふような張り紙がしてある。それで案内の人がいわく、この辺は子供に至るまで不良化して、よそへ就職に行つてもみな帰されて、職がなくてごろごろしている、非常に人氣が悪くて困つたところですよといふような話を聞かされた。これなんかは、産炭地振興で大工業を持つてくるばかりではなく、中小企業の招致もして、そして産炭地の生活を豊かにさせてやうといふねらいの上からいふなら、何として受け入れ態勢がよくなければならぬ。今、後段で話しましたように、人氣が悪くて、子供に至るまで不良ばかり多くなつて手につけられない町ですといふようなことを言われたんでは、いかに工業を持つていこうとしても二の足を踏んでしまふ。こういう点において市町村もともに、失業の町に工業を誘致したならば、われわれに仕事を持つてきてくれるのだからといふので、ほんとうにあたたかい氣持をもつてそれを育成するやうな、そういう心がけができたときに、初めて産炭地振興の真の姿ができるのじゃないか。これらは関係官庁その他市町村を通じて、いろいろうなことを指導していつてもいいといふことをお願いするわけですが、もしそれに対して大臣に何かお考えがあるなら、それに対するお考えを承りたい。

○椎名国務大臣 経済といへども、やはり人間が基本でございます。地方の氣風、民情といふものが、やはり何といつても根本でございますから、そういう点につきましても、今後十分考へて参らなければならぬ、こう考へております。

○長谷川(四)委員長代理 岡田利春君 今笹本委員からも質問がありました。今度上程されている石炭関係内閣提出三法案、特に社会党からも二つの法案を出しているわけですが、このことは、やはり今日の日本の産業政策の中で、きわめて重大な問題として、一つには農村政策、第二には零細企業に対する政策、第三には石炭産業の政策があげられなければならぬと私は考へるわけですが、特に石炭産業の場合には、わが国における政策といふものは、石炭の需要の見直し、こういうものに対して非常に見通しが甘かつた、その結果、石炭政策も非常に一貫性を欠いて場当たり主義が多かつたのではないかと、私どもはこのように考へざるを得ないわけですが、従つてヨーロッパの石炭政策から見ますと、大体昭和二十九年、三十年当時で、三年か四年くらい石炭対策といふものがおこなれておる、このように指導をされておるのであります。私はその点については全く同感なわけですが、そこで今日石炭政策といふのは、今まで考へてきたやうな石炭政策では、日本の石炭産業の技術的な発展を遂げることはできないのではなからうか、やはり石炭政策といふものは、わが国の総合エネルギー政策といふものの中から石炭産業の位置づけを行なう、こういう総合的な政策をとらない限り、いつまでたつても石炭産

業の安定というものは期すことができないのではなからうか、そういう意味で、私は、石炭産業合理化臨時措置法ができてから実に六年も経過するのでありまして、この石炭政策は今日もう再検討の段階にきている、こういう時期ではなからうかと考えるわけです。そういう上から立って石炭産業の位置づけ、やはりこういうものをほっきりしない限り、場当たり的な、あるいはいろいろな政策を出してもどうも一貫性を欠く、どうしてもどこか留守になってしまふ、こういう感じがするのであります。この点について、この石炭政策について、大臣はそういう検討をするべき時期と認められるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○椎名国務大臣 石炭産業の安定がいつまでも期せられない、これは結論からいって全くその通りでございます。しかし合理化の法案の目ざすところは、やはり石炭産業を安定したベースの上に繁榮させようというわけであつたわけです。ところが最近にありまして、世界的にエネルギー産業の構造の変革に遭遇いたしました。根本が非常にぐらつてきた、こういうのではなからうかと思つたのであります。それでございまして、この際において、この環境の中において、またあらためて石炭産業というものを安定したベースにおいて繁榮させるにはどうすればいいか、こういう問題が当然取り上げられなければならないと思うのでございます。その点におきましては御同感でございます。

○岡田(利)委員 当面の石炭政策は、昭和三十八年度までに千二百円の炭価の引き下げをはかる、このことが基本

になつておるわけです。しかし千二百円のコストのダウンをはかるには、産炭構造あるいは流通構造あるいはまた消費構造の合理化をはからなければならぬ、このようにいわれておるわけなんです。資本主義の国を見て参りますと、コスト・ダウン、炭価の引き下げのみに重点をかけた石炭政策というもの、わが国と、あるいは条件の悪いベルギーくらいではなからうか、私はこのように考えておるわけです。そこで、では三十八年にトン当たり千二百円のコスト・ダウンができれば、それで石炭産業というものが安定するのであるか、私は、もし千二百円下がつたとしても、決して石炭産業の安定を期すことはできないと思つたので、特にわが国の産炭構造における、特に地理的な条件、あるいは地質構造、あるいは炭層の成層状態、あるいはまた賦存状況等から考えてみて、千二百円下がつたからといって石炭産業が安定する、競合エネルギーとの間に、十分競争し得るという条件にならぬと私は思ふのです。しかも千二百円で満足してないんだ、さらに炭価の引き下げは行なつていかなければならぬ、このようにまた言われる面もあるのです。しかしわが国の炭価は、高度成長、特に所得倍増、こういう政策の中でおのずから限界コストというものがあつたのではなからうか、このように私は考えざるを得ないのです。そういう点について千二百円のコスト・ダウンができた状態で安定し得るという具体的な裏づけが一体あるのかどうか、この点について見解をお聞きしたいと思います。

○椎名国務大臣 とりあへず三十八年度までにトン当たり千二百円のコスト・ダウンをする。そしてこの線で産地の事情、大口の需要部門との協調によつて五千五百万トン・ベースの数量を消化していく。これはとりあへずの措置でございまして、こうして一応落ちつけておいて、さらに石炭産業の将来というものを對して第二段の政策を實行していかなければならぬ、さように考えております。

○岡田(利)委員 ではその三十八年度に千二百円の炭価の引き下げができた、こう仮定した場合、資本主義の、特にヨーロッパ諸国が、その対象にならなければならぬと思つたのですが、炭価の国際価格から見ると、一体千二百円引き下げされた日本の炭価は、ドイツやあるいはフランス、オランダ、あるいはイギリス、こういう国々の炭価と比較して、一体日本の炭価は高いものであるのかどうか、あるいは今日においてどうなのか、これは石炭局長でもないですが、その点について、その内容、あるいは見通しをお聞きしたいと思います。

○今井(博)政府委員 現在の日本の石炭の値段は、アメリカとは特段の違いがありませんから、これは別ですが、ヨーロッパの国と比較しますと、やはり大体二割くらい高いというふうに考えております。これは、特にヨーロッパにおきましては、消費地と生産地が大体同じでございまして、日本の場合、消費地に持つて参つた消費地の値段と向こうと比較しますと、二割は少なくとも高い、こういうふうに考えております。従つて現在の合理化計画で千二百円のコスト・ダウンを實行した

場合に、おおむね二割程度の値段の低下を考慮してございまして、大体そのくらいのところまで追いつけるんじゃないか、能率も欧米のそれに追いつけるんじゃないかと考えておりますが、欧米の方はさらに第二段の合理化を考へておるようであります。向こうがさらに能率が進む場合には、やはり若干の差がそこで出て参ることに相なるかと思ひます。

○岡田(利)委員 今、局長から炭価の見通しについておっしゃつたのです。私はロビンソン報告を読んでみた、あるいはいろいろな資料を検討してみた場合、ヨーロッパ諸国における炭価の見通しは、その割合に下がらぬのではないかと、こういう見解を持つておるわけです。という理由は、これは労働賃金で比較しますと、日本の炭鉱労働者と西ドイツの炭鉱労働者では、大体日本の方が半分なのです。西ドイツが日本の炭鉱労働者の二倍の労働賃金を受け取つておるわけです。しかもこの賃金はさらに上昇する傾向にあるわけです。ですから能率が上がったとしても、コスト中において占める労働賃金、そういうものを見ていきますと、炭価というものはおおむね限界にきておるのではなからうか、こういう見解を私は持つておるわけです。

〔長谷川(四)委員長代理退席、委員長着席〕

そういういたしますと、わが国の千二百円の炭価の引き下げが實現したという場合には、当然国際的に見て炭価のつり合ひは大体とれてくるのではなからうか、こういう判断を私はするわけでありまして。しかも今日の炭価を千二百円下げるために、近代的な合理化で炭

価の引き下げを行なつておるのではなくして、むしろ積極的に大手においても労働賃金を一カ月八千円、少ないところで二千四百円、このように西ドイツの半分の労働賃金をさらに下げていふというのが、今日大手炭鉱の実態なわけです。そういう面から見るとわが国の炭価のコストの限界というものがおのずからくるのではなからうか。この点を十分検討しないで、炭価の引き下げについてあまり樂觀をすると重大な誤りを犯すのではないだろうか。むしろ所得倍増計画に基づくエネルギー小委員会の答申を見ますと、毎年炭鉱労働者は三・八%のベース・アップをすでに想定しているのです。ところが今度千五百円上がったけれども、それ以上の賃下げが随所に行なわれているというのが現状なのです。ですからエネルギー小委員会の答申の最低三・八%のベース・アップ、労働賃金を引き上げていく。こういう前提に立つ場合には、結局限界コストというものがおのずから出てくるのではなからうか、そういう限界コストを一体どの程度に想定を置くかということが、特にこれから石炭政策を進める場合に非常に大事なポイントだと思ふ。しかも高度成長、所得倍増の政策を政府がとつていふ限り、この問題を度外視して石炭政策はあり得ない、このように考えられるのですが、その点はいかがですか。

○今井(博)政府委員 最近の傾向から見まして御指摘のような点は非常にあります。私は思ひます。現在考えております合理化計画のポイントももちろん石油の値段との比較において、それを指標にして立てているのでございます。し

かし同時にその裏の問題として、やはり雇用問題、日本の炭鉱の自然条件とかそういうものも考えまして、その面から見ても千二百円というのが一つの限度じゃないか。これは合理化としては今までのものに比べて相当激しい合理化だと思ひますが、それが限度じゃないかというこの一面を非常に持つてゐると思ひます。従つて千二百円を下げて、さらにどの程度までコストが下がるかという問題につきましては、われわれも現在いろいろな計算をいたしておりますが、そういう単なる計算では非常にむづかしいのではないかと。やはりものと、今おっしゃいましたような労働賃金の今後の問題、あるいは社会的な側面も考へて、今後の合理化というものはもつとならぬ合理的な考へなければならぬと。最近の賃金の上昇は一つの必然的な傾向を持つております。そういう面、それから先ほど申しましたような社会的な側面等も十分考へまして、三十八年度以降の合理化については、やはり相当現実に沿つたものを立てていきたい、こういうふうに考へております。

○中川委員長 この際商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

本案につきましては前会すでに質疑を終了いたしております。本案に對しまして自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三派を代表して、小川平二君外二名提案の修正案が提出されております。この際小川平二君より趣旨の説明を聴取することにいたします。小川平二君。

○小川(平二)委員 私は、小川平二、松平忠久君及び伊藤卯四郎君より提出いたしました自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三派共同提案にかかるの、本案に對する修正案について、三派を代表してその趣旨を説明いたします。

まず案文を朗讀いたします。

商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案に對する修正案

商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五十五条の十七第二項及び第三項の改正規定中「五分の一以内」を「十分の一以内」に改める。

第五十五条の十七第四項の改正規定中、「都道府県連合会の会員たる商工会」と「十分の一以内」とあるのは五分の一以内」に改める。

修正案の趣旨を申し上げますが、單位商工会におきましては理事は二十名以内、運営上特に必要である場合に十分の一以内に限つてこれを認めることとなつております。県連におきても理事はひとしく二十名でございますので、なるべく理事は構成員をもつてこれに充てるのが望ましいことでもございまして、單位商工会の例にならうて、原案の五分の一を十分の一に改めようとするものでございまして。ただし全国連合会の場合には理事は十名でありまして、十分の一以内では全国連合会の事業の性格等から見まして、運営に支障を生ずるおそれなきを保し、たいと思はれますので、五分の一以内、すなわち二名以内に限つてこれを認め

るのが至当と考へられるのでございまして。

以上が修正の趣旨でございます。

○中川委員長 以上で趣旨の説明は終

つて、松平忠久君より発言を求められておりますので、これを許可いたします。松平君。

○松平委員 私は討論をするつもりはないので、この趣旨は、私も提案者の一人でありまして、もちろん賛成であります。が、この際ちよつと大臣に確認をしておきたいことがありますので、以下申し上げる点につきましてお

答へを願ひたいと思ひます。その第一点は、本委員会において質疑応答がありましたけれども、まだ若干不明な、あまい点がありますので、その点についての大臣の明確な回答を要求するわけであります。それは第五十五条の八でありまして、都道府県連合会が、第五号によつて「商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行なう」ということがあるので、一般的指導は行ないますけれども、場合によつたらや技術の普及とかあるいは技術の普及もしくは検定というものを行なう必要があるのではないかと、こういう質問が過般あったのであります。それに対して政府当局の答弁におきましては、この第五十五条の八の第二項の三によつて、必ずしもそれは禁止されておることではないからであるのだ、こういうことであります。が、法文上からいいますとその点がやや明瞭を欠くわけでありまして、従つて全国連合会一般的指導を行なうは

やはり行ない得るのだということではなければならぬと思ひます。その点について大臣の確認を求めたいと思ひます。

○椎名国務大臣 この点につきましては明確にしておきたいと思ひます。が、私からお答え申し上げます。

商工業に関する技術または技能の普及または検定という事業につきましては、都道府県連合会において行ない得るというところは明確に書いてあります。が、全国連合会におきましてはその主要な事業として積極的にこれらの問題の指導、連絡等を行ないますのみならず、場合によりましては、全国連合会が、それ自身が技術または技能の普及または検定等の事業を直接実施することにしたと考へております。

○松平委員 もう一点は、この法案に關連しての要望でございますが、それは本年発行されておる政府の生活白書によりまして、各都道府県の管内にあるところの商工業者、ことに商業者の数が、逐年増加をしてきております。そしてその一戸当たりの平均収入は逐年減少をしておるといふ傾向でありまして、いわゆる零細商工業者をもつてするところのこの商工会、これの平均の収入は公務員の収入よりも少ないし、また東京における一般労働者の収入よりも少ないという統計が、政府の生活白書の中に出ておるわけでありまして、そこでこれらのいわゆる零細業者を主体とするところの商工会というものを運営していく上におきましては、やはり予算的措置というものを十分考へなければならぬと思ひます。こ

が党小林委員からも質疑があり、当局からもそれに対する回答があったわけでありまして、すみやかに普及員の身分の安定をはかるということ、もう一つは活動費であります。現在たしか五人に一台ぐらいの割合でオートバイ等が支給されておると思ひます。

これらの普及員の活動費を十分増額するということにしなければならぬと思ひます。同時に商工行政全般を通じて、もう少し都道府県を通ずるところの間接行政というものを徹底する必要があると思ひます。そういう意味からも都道府県に對してこの商工会を指導するというための必要な経費、こういうものの増額について、来年度におきましてはこの増額方について努力をするということ、この際一つ大臣からも所信を明かにしていただきたいと思ひます。

○椎名国務大臣 御指摘の点はまことにございまして。商工会の普及状況が意外に私はよろしいと思ひておりますので、これらの点を考慮し、もつと予算措置等については、われわれは考へなければならぬ。中央における指導費のみならず、直接指導に当たつておる府県に對しては、予算措置をもちろ考へて参りたい。また普及員を置く以上は、やはり安心して仕事に精励してもらわなければならぬのでありますから、その点も十分に考へたいと存じます。

○中川委員長 次に本案並びに修正案を一括して討論に付するのであります。が、両案につきましては討論の申し出もございせんので、これを行なわ

例外中の例外としてのみ措置をとるのだ、こういう思想で間違いはないのじゃないか。もしそれがそうでないとするならば、これは非常に重大な問題といわなければならぬわけだ。

ただ実際問題として、最近電力需用というものが非常に極端に伸びてきておる。これに対応しなければならぬ。そのためにどうするかという実際問題については、私もある程度考慮を払わなければならぬ大きな問題があると思うんです。しかしながら、法の解釈なり立法した精神、思想というものは——これはあくまでも私が申し上げたように、重油ボイラーについては例外中の例外である、そういう場合において通産省令で認めるということについては動かすことのできない事実だと思っておりますが、いかがですか。

○椎名国務大臣 御指摘のように、あくまでも現存する法規は尊重して参らなければなりません、その趣旨で運用して参りたいと思っております。

○岡田(利)委員 そこで先ほど申し上げた通り、現在決定はされていないのですが、一応十三地点の電力発電所の設置の申請がなされておるわけだ。

そのうち二地点としては、合計三十四万五千キロ、これは北海道第二江別、これと今度の二十二万キロの共同火力、さらに一地点は東京電力十七万五千キロ、これは石炭、重油混焼ですね。それから東北を含めて残りの十地点で三百二十六万九千キロ、これは東北の場合にはガス、重油の混焼かと思えますけれども、ほとんど重油専焼の火力発電の申請がなされておるわけだ。しかも前回は、先ほど申し上げた通り百九十七万六千キロの重油専焼が

設置されている。それ以前は八十五万一千キロの重油専焼の火力発電所がすでに建設されている。しかもこれが電力事情から見ても、ボイラー規制法の期限の以内において完成せられる個所も随所に出てきておるわけだ。このように膨大な重油専焼の火力がすでに建設にかかるといふことになりまして、

今大臣は詳細にわたる石炭の長期取引について話をされておりますけれども、これも実際の裏づけがあるかどうか、こういう点について私は非常に疑問を持たざるを得ないのです。しかも九州産炭地における高圧送電の問題は、今日まだ具体的に解決されていない。第二の産炭地である北海道の場合には、本年北海道開発庁で海底送電の調査費が一千万円ついております。しかも、これも北海道から海底送電が早急にできるといふ見通しは実はないわけだ。しかも北海道の電力というものは、これはほかと違って広域利用ができないという面がありまして、どうしても産炭地以外における石炭火力という問題を真剣に取り上げていかなければ、幾ら長期取引といつても、その裏づけというものがはつきり出ていないのではなからうか。しかも最大の発電をしていられる関西電力及び東京電力を中心にして、この石炭専焼の火力の問題を今日も十分に計画の中に取り入れて具体化しなければ、幾ら大臣が今ここで答弁をされても、時すでに過ぎたという結果になるのではなからうか、このように私は考えるを得ないのです。従つてそういう具体的な火力発電所の建設計画の中における石炭専焼火力の問題について、大臣は一体どのように具体的に検討され、指示され

ておるのか、その見解を承りたいと思つておる。○大堀政府委員 具体的に申し上げますので私から御説明申し上げたいと思つておる。御指摘のように、昨年三百万キロワット程度の重油専焼火力を認めたのは事実でございます。三十六年度におきましては相当大幅に重油専焼火力を作るといふ計画で、現在検討を進めております。今日の電気の需給の情勢から参りますと、早急に火力発電所を建設して、三十六年度、三十七年度あたりは過去に建設したものの供給力にすに限りがございますので、現在着手しますのは三十九年度あるいは四十年度を目標にして需給バランスを合わせよう、しかもそれは短期間に供給力をふやすというところで、火力重点に現在建設を進めておるわけでありまして。かりに四十二年あたりの需給の状況から推算いたしますと、石炭換算で五千万トソ以上の電力を必要とすることになつております。その中で、先ほど大臣から申し上げましたように、長期契約によつて石炭産業から電気事業が長期的に安定的に買付けようというものは、約二千万トンくらいは最低限度買つていく。それから九電力以外に電力でございまして、あるいは共同火力等で現在考えられて具体的にきまつておりますものだけでも、六百万トンくらいのもものは石炭を買ふことになつております。さらに今後建設されるわけでございますが、そういう長期契約によりまして、また山元発電の推進によりまして、石炭産業に対して電気事業が協力をして、石炭産業の振興のため協力するといふ考え方で参つてお

ります。それをやりましても、なおかつ電力の需要に供給が追いつかないわけでございますから、何も石炭を使わないとか、押えるという意味ではなくて、重油専焼火力を相当大幅に入れ

ましてと需給がつかないというのが現状でございます。ただいま申し上げましたように、四十二年度といひますと、石炭換算で五千万トン以上の電力が必要である。そういう意味で、ボイラー規制法でも、ただいま御指摘がございました重油専焼火力を通過大臣が例外として認める場合には設置を認めるということによりまして、われわれは石炭産業の事情を考えながら、相当大幅に重油専焼火力を入れていかなければならぬ現状にあるわけでありまして。われわれはいたしましては、何

地点というふうな考え方も、かつてはあったのでございまして、それ以上にむしろ石炭を安定的に、電気事業が長期契約で買付けしていく、山元発電に最大限度協力してやっていくという点に考え方の中心を置きまして、石炭局とも話し合つて、そういう方向に開発計画を進めております。

○岡田(利)委員 先ほど大臣もお話があつて、公益事業局長も答弁をいたしたわけですが、非常に電気事業が伸びて、火力発電がものすごい勢いで比重が増していく。火力発電の建設を促進しなければならぬ。この点は私はわかるわけだ。この点を否定しては行かないわけだ。ただ運用の問題で、ボイラー規制法が厳然として存在している。しかも今年度申請の分でも、中には三十八年度の八月に完成する重油専焼の火力もあるわけだ。関西電力の尼崎の第三が二基、これは三

十八年の八月に完成する。あるいは三十八年六月には川崎の石炭の四基が完成する。三十八年の十一月には横浜の重油専焼が完成するといふこと

で、これすらもどんどん繰り上げられていく。前回きまつたものも繰り上げられておるわけだ。ですから、こういう重油ボイラーの設置の制限に関する法律があるわけですから、やはり火力発電の開発については、長期的に具体的に資料を出して、そして石炭火力についてこういう計画を持つて、しかもそれに伴う石炭産業の政策はこういう方向であるといふものがはつきりしないので、火力発電の開発が進められていくと、将来相当問題を残すのではなからうか。特にすでに設置されている石炭火力で老朽化しておるものは、これをつぶして将来重油に切りか

える、こういう傾向もあるわけだ。しかも、現在は石炭火力の七に対して重油専焼は三である。四十二年には五、五になる。四十五年には逆に石炭火力は三で重油が七、こういう計画もいろいろな機関を通じて発表されておるわけだ。そういう点からいいますと、私はどう考えても重油ボイラー設置制限の法律が三十八年の十月に切れてしまふ。今度は重油専焼の火力発電がどんどんできていく。老朽化した石炭火力はつぶされていく。この点について、一応長期取引はあるけれども、

では具体的に計画の裏づけを持った石炭の長期取引、石炭を消費する電力関係の計画といふものが今日示されないで、重油がどんどん許可されていくといふことになれば、私は非常に問題ではないかと思つておる。その点の長期取引と、これから認可していく火力発

十八年の八月に完成する。あるいは三十八年六月には川崎の石炭の四基が完成する。三十八年の十一月には横浜の重油専焼が完成するといふこと

で、これすらもどんどん繰り上げられていく。前回きまつたものも繰り上げられておるわけだ。ですから、こういう重油ボイラーの設置の制限に関する法律があるわけですから、やはり火力発電の開発については、長期的に具体的に資料を出して、そして石炭火力についてこういう計画を持つて、しかもそれに伴う石炭産業の政策はこういう方向であるといふものがはつきりしないので、火力発電の開発が進められていくと、将来相当問題を残すのではなからうか。特にすでに設置されている石炭火力で老朽化しておるものは、これをつぶして将来重油に切りか

える、こういう傾向もあるわけだ。しかも、現在は石炭火力の七に対して重油専焼は三である。四十二年には五、五になる。四十五年には逆に石炭火力は三で重油が七、こういう計画もいろいろな機関を通じて発表されておるわけだ。そういう点からいいますと、私はどう考えても重油ボイラー設置制限の法律が三十八年の十月に切れてしまふ。今度は重油専焼の火力発電がどんどんできていく。老朽化した石炭火力はつぶされていく。この点について、一応長期取引はあるけれども、

では具体的に計画の裏づけを持った石炭の長期取引、石炭を消費する電力関係の計画といふものが今日示されないで、重油がどんどん許可されていくといふことになれば、私は非常に問題ではないかと思つておる。その点の長期取引と、これから認可していく火力発

電の開発の計画、将来老朽化した石炭火力を淘汰してさらに切りかえていく、こういう長期にわたる計画というものが裏づけされておるのかどうか。これが第一点です。

それからもう一つ問題なのは、産炭地発電のことがいわれて、低品位炭火力の問題が最近大きくクローズアップされておるわけです。しかも九州では若松、今度の九社共同火力が決定し、すでに常磐では第三期にかかっておる、こういう形で、低品位炭火力がどんどん開発されつつあるのです。これは大体三千五百カロリーの低品位炭火力なわけです。大体三千五百カロリーの炭をたぐ、こういう計画で進められておるわけですが、三千五百カロリーの炭というものは、北海道のような場合には今まで投げておったといつても差しつかえないと思つておる。ですから、三千五百カロリーの低品位炭火力というものは、即石炭消費に大きくプラスをするのではなくて、むしろ今まで投げておったボタ、これにある程度良質の炭がまじつて、三千五百カロリーの炭が作られる。わが国の石炭は非常に歩どまり率が低いわけでありまして、大体六〇%から六五%くらいが全国の平均だと思つておる。低品位炭火力を作ることによって歩どまりが上がる、そのことによって炭鉱経営というものが非常にプラスになる、こういう方向はむしろ低品位炭火力の場合に強調されるのであつて、従来の精炭ベースでこれが低品位炭火力の場合に大幅に石炭消費の面でプラスになるということにならないと私は思ふのです。それは九社の共同火力の場合でも、すでにポタ山の管理が今日

行なわれて、ボタを精炭と混合されて低品位炭火力に回す、こういう計画があるわけですから、即それが石炭消費にプラスになる、こういうことにならないと私は思ふのです。そういう面からいつても、この石炭火力の問題については、低品位炭火力の場合と、大体五千カロリー以上の火力の場合とは、おのずから認識を変えなければならぬ問題ではなからうか。そうでなければ、精炭五千五百万トン・ベースは私は根本的にくずれると思ふのです。そういう点について、公益の場合、火力発電の設置を許可する場合に、どういふ考えで検討されておるか、お伺いしたいと思ふ。

○大塚政府委員 長期の電力用炭の確保についての裏づけといふことは、この点についてのお尋ねにつきましては、私ども現在民間業界で話し合ひをして、長期契約をして、政府をこの裏に立てて保障する形になっております。民間ベースで長期契約の形で保障することになると思つております。先ほど来御質問がございました中で、数量を約束しても実際上確保ができるかどうかということでございますが、石炭火力発電所をかりに無理に作らせましても、これは現在全部混焼設備でございますから、あまり無理をしないまま、混焼率を上げて、そこで逃げてしまふということになりますので、むしろ私どもは、やはり引き取り数量を具体的に確約しておく方が実効が上がるのではないかと。ことに東京、中国、関西のような中央地区で各社がどのぐらい使つかうかということを計画して、それに従つて、かりに石炭の消費がその線に達しないというおそれがあるま

すような場合は、電力の稼働につきまして、重油専焼火力の稼働を落とすとして、石炭火力の方をベース・ロードに入れて運転率を上げさせる、あるいは重油の混焼率を引き下げさせて、石炭をよけたいくようにする、こういった保証をつけてでも長期契約で具体的な量を確保するといふことが、むしろ実効があるのではないかと。ただ、設備だけ作らせたとしても、実は設備を作りますと、東京のように非常に建設を急いでおりますところは金もよけいかかるわけでございます。二十五、六万のものを作りますと、三十億から五十億の金が建設にかかるわけでありまして、しかも、コストは相当に違つてくる。キロワットアワー五十銭も違つてくる。そういうことを強制することになりますので、私どもは、できるだけやはり石炭火力にできる限りさすように指導いたしておりますけれども、全体としてしましては、やはり量を具体的に確約させて、それを引き取る義務を負わせるという方向に指導することが最も合理的ではないか、かように考えております。また、私どもはそれを実行させることが可能であると考へております。

それから、低品位炭火力につきましては、御指摘ございましたように、現在九州では電発の若松、先般来問題になっておりました西日本共同火力、これが話がまとまりまして、来月会社を設立することになっております。それから北海道につきまして、先般も御質問ございましたが、釧路火力につきましては、先般来私ども関係方面と話し合ひを続けました結果、四十一年にはこれを入れるということに約束を

確立いたしましたので、これも間違ひなく進められると思ひます。常磐火力につきましても、さらに現在の計画以上に促進をいたしたいと考へております。こういった意味で、山元発電につきましては、われわれとしても最大限に努力をいたしたいと考へております。ただ、低品位炭の問題について、実は九州で今度の火力を作りますといつても、二号機をさらに作るかどうかといふことになりまして、実際低品位炭が入り手可能であらうかどうか、ものがないのじゃなからうかという議論があります。その辺につきましては、やはり石炭局とも政府とも相談いたして参りたいと思ひます。私どもは、精炭であらうと低品位炭であらうと、電力業界が石炭を使うことは全般として石炭業界の合理化なり振興のために役に立つことと考へまして、そういう広い見地で努力をしようという方針でやつておるわけでございます。

○岡田(利)委員 これは公益事業局と石炭局の両方に関係があると思ひますが、火力発電の燃料別の将来的な計画、大体想定されている資料があると思ひます。これを具体的に提出願ひたいと思ひますが、よろしいですか。なお、今の質問は、まだやはり相当整理をする必要があると思ひますが、大臣がおられますから、ここでこの問題を整理することは非常に困難であります。私は、三十四国会の当委員会における議論の内容から見て、本国会では石炭関係の法案もかかつておるわけですから、本件については系統的に整理をして見解の統一をはかる必要があるのではないかと。そうでなければ、われわれが作った法律をみずからじゅうりん

をする、こういう結果になると思ひます。従つて、この点は後刻大臣が出席した委員会でも再び質問をするといふことで、保留をしておきたいと思ひます。

それと、時間もありませんから若干公益事業局長にお聞きしたいのであります。今日九電力会社の小口電力料金と小口電力料金、大口電力料金、これは九社別に相当な格差があるわけですが、この点、三つの料金について、最高と最低についてどういふ状態になっておるか。平均は一体どういふ程度になっておるか、この点ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○大塚政府委員 突然のお尋ねでございますから、最近の数字はございませぬが、三十四年度の数字につきまして、これは先生御指摘のように、各社別の原価計算によりまして、しかも各社別に需用内容について個別の原価計算をいたしておりますから、それぞれ電灯、電力、小口、大口料金が違つております。御質問の御趣旨がちよつとなんでございませぬが、大分けいたしますと、火力地帯がどつちかといふと平均単価では高く出ております。電灯、電力の合計で、関西以西は、関西が五円六十六銭、中国が一番高いので六円四十三銭、四国が五円六十八銭、九州が、最近値上げをいたしまして少し変わつておりますが、約六円十銭かそこらになっておると思ひます。それに対して、東京が現在五円二十八銭、中部が五円三十八銭、この辺が中位でございませぬ。東北、北陸は平均単価が比較的安くなつております。東北は四円三十五銭、北陸が三円六十五銭、これが総合平均単価であります。それに対し

て大口電力をとりますと、北陸の場合
は二円六十四銭、東北が二円六十九
銭、東京が三円三銭、これに対して関
西以西は三円七十銭あるいは三円八十
銭程度でございます。小口電力はやは
り同じような傾向でございますが、全
体といたしましては、高いところが七
円四、五十銭、安いところが六円程度
でございます。電灯は十一円ないし十
二円程度でございます。これは各社
別のその地域の送電、発電原価で出て
おります。

○岡田(利)委員 今の電気料金は原価
主義でやっているわけですが、私の調
べたところでは、電灯料金で最高は四
国の十二円六銭、最低は東京の十円八
十二銭、小口電力においては、最高が
北海道の八円十二銭、最低が東京の五
円五十四銭、大口電力は最高が四円九
銭、最低が北陸の二円五十六銭、大体
こういうことになっておると思います
が、間違ひありませんか。

○大堀政府委員 多少年度によつて計
算が違つていと思いますが、大体そ
ういうことではないかと思ひます。そ
う違つた感じではないと思ひます。

○岡田(利)委員 そういたしますと、
原価主義をとつておる建前から、小口
電力料金のような場合には相当の差が
あるわけですか。これは三十三年度の統
計だと思ひますが、一キロワットア
ワーで大体三円四十二銭程度最高と最
低の差があると思ひます。北海道が
最高で八円十二銭ですから、最低は東
京の五円五十四銭としますと、一キロ
ワットアワー当たり三円くらゐの差が
あるわけですか。これは相当な開きがあ
るわけなんです。わが国の産業は電力
多消費の産業である、このように言わ

れてゐる。これは電気事業の歴史的な
面から見ても、産業発展の過程等を振り
返つてもそのことがいえるわけですか。

○大堀政府委員 資料は後ほど調製し
て出したいと思ひますが、影響と申し
ますと、コストのうちで電力料金の占
める割合と云ふことでありますれば、
大体ございします。

それは、これは基本的な問題にならうかと思ひますが、やはり全国一本の料金が
いいか、あるいは地域的に立地条件に
応じた、ほかの石炭も九州は安い

阪神は高い、それと同じように、電気
は発電コストが安いところは安いが高
いところは高い、従ひまして東北北陸
あたりの立場からいいますと、ほかの
方と一緒に平均されたら損だから今の
ままがいい、高いところは平均した方
がいいという御意見がありますけれど
も、現在再編成して九地区に分けて、
九地区別の電気料金になっておるわけ
であります。それに応じた産業配置
が行なわれておる。そういう意味で理
論的には別として、現状はそういう形
にできておまして、たとえば東北に
は従来電気化学工業が相当集まつてお
る。また北陸においては大口の電気を
使用する産業が集まつておる、そのほ
か安いところに集まつてくるという形
が自然に出てくるかと思ひますが、実
態につきましましては資料を調製いたし
まして差し上げます。

○岡田(利)委員 今各産業製品の中に
占める電力料金のコストと云ふことが
非常に問題にされておるわけですか。そ
のことは重油専焼、石炭火力の場合
も、これは燃料コストの問題が大きな
問題になっておるわけですが、非常に
注目すべきことだと思ひます。しか
しながらある面から見ますと、相当な
単価の差があるにかかわらず、競争面
ではその影響が現われていないという
産業も非常に多いように私は調査をし
ておるわけなんです。そういたします
とあながち電力料金を極端に安くしな
ければならぬといふことだけが強調さ
れていいのか、それともある程度資源
主義的な立場に立つて、日本の資源を
消費をする。しかもそれ以外の産業で
も合理化をして、その中で電力料金の
占めるコストを下げて、総合的に産業

政策を考へていく、こういう面が、や
はりもう少し深く検討されなければ重
油専焼の問題あるいは今疲弊して非常
に首切りが行なわれ、あるいは賃金が
下げられて、将来が非常に見通しが明
るくない、困難な石炭産業の政策とい
うものが、はつきり自信をもつて打ち
出されないような気がするのです。そ
ういふ点を配慮した一つ資料を出して
いただきたいということを要望いたし
ます。

時間がありまから、ごく一部だ
けの質問になりましたけれども、あと
は質問を保留いたしましたして終りたい
と思ひます。

○中川委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は明十九日金曜日午前十時よ
り開会いたします。
散会いたします。
午後零時三十四分散会

〔参照〕
商工会の組織等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出第一
八〇号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年五月二十三日印刷

昭和三十六年五月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局